

金融庁デジタル人材確保・育成計画（概要）

令和 6 年 10 月 7 日

金融庁デジタル統括責任者／
最高情報セキュリティ責任者

はじめに

行政機関の情報システムについては、行政運営の重要な基盤をなすものであり、情報通信技術等を活用し、業務改革を伴う行政運営の効率性や行政サービスの利便性の向上を実現していくことが重要な課題である。また、行政機関の情報の窃取や業務の遂行を脅かすことを企図したサイバー攻撃の脅威が高まっており、サイバーセキュリティ対策をさらに強化していくことも喫緊の課題となっている。

このため、金融庁においては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 6 年 6 月 21 日。閣議決定）や「金融庁デジタル・ガバナメント中長期計画」（令和 4 年 9 月 16 日策定）等に基づき、IT ガバナンスを適切に発揮するように体制の強化に努めている。また、サイバーセキュリティに関しても、リスクを網羅的に評価・把握した上で必要な対策を順次実施し、セキュリティ水準の向上を図っているところである。

一方で、金融庁の所管する金融分野においても、サイバー攻撃により金融機関や金融市場インフラの機能が停止する等のリスクが増大しており、サイバーセキュリティの確保は、金融システム全体の安定のための喫緊の課題であることから、官民一体となって金融システムの安定のためのサイバーセキュリティ強化を進めている。

さらに、金融分野の IT ガバナンスの発揮やシステムリスク管理態勢の整備等に向け、金融庁においても金融分野のデジタル化を成功裏に導くデジタル人材が必要となっている。

金融庁としては、こうした情報システムの適切な整備・運用とサイバーセキュリティ対策及びこれらと一体となった業務改革等を進めるための体制強化に努めているところではあるが、体制を担う情報技術やセキュリティに関する知識・経験を有する人材がいまだ十分でない現状に鑑み、サイバーセキュリティ・情報化審議官等の下、統括部局、一定のシステム所管部局の体制を整備するとともに、あらゆる部局で、デジタルトランスフォーメーション（DX）や業務改革（BPR）、データ利活用等を進めるために必要な人材を確保・育成していくため、「デジタル人材確保・育成計画」（以下、「本計画」という。）を策定する。

金融庁では、本計画の着実な実施に向けて取り組むものとし、政府デジタル人材の確保・育成状況等を踏まえ、必要に応じて、適切かつ柔軟に本計画の見直しを行っていくこととする。

1. 体制の整備・人材の拡充

I T・セキュリティ（金融分野のサイバーセキュリティを含む。以下同じ。）に係る統括部局、社会的な影響の大きいシステムを所管する部局及び行政課題の解決に向け、デジタル技術の活用が見込まれる部局について、必要な体制を整備するための機構・定員要求を行う。

また、政府デジタル人材となり得る職員の能力向上を図るため、外部機関への出向・派遣や金融庁及び外部機関の実施する基礎的・専門的な研修への受講を、引き続き、積極的に行っていく。

さらに、官民人事交流法、任期付職員法等の手法を活用し、I T・セキュリティに関して専門性を有する外部人材の登用、拡充等についても一層努めていくこととする。

2. 有為な人材の確保

セキュリティに関して対応が求められる事案の急増、情報システムによる更なる業務効率化の推進など、I T・セキュリティに係る業務の増加、複雑困難化がみられる中では、I T・セキュリティに関する一定の専門性と、金融行政に関する十分な知識・経験を有する政府デジタル人材を確保・育成していくことが必要である。

これにあたり、新規に採用している総合職及び一般職については、総合職試験（工学区分及びデジタル区分）や一般職試験（デジタル・電気・電子区分）等の合格者の積極的な採用に努めるとともに、今後も理工学部や情報システム学部向けの業務説明会を積極的に行うほか、採用時の面接等においても、I T・セキュリティに係る素養や関心、資格取得の状況、関係業務への意向を確認するなど、戦略的な採用を実施する。

また、職員や中途採用者に関して、I T・セキュリティ関係のスキルや経験年数等を整理した人材リストを作成・管理しているところであり、引き続き、セキュリティ・I T関係部署でのO J Tや研修を通じた専門知識の習得度を確認しながら、政府デジタル人材としての適性の有無等を判断していく。

こうした取組みを通じて、デジタル分野で活躍する職員が、その経験及び能力を活かし、将来にわたって活躍できる環境の整備に取り組んでいく。

3. 政府デジタル人材育成支援プログラム

政府デジタル人材の育成については、適性のある人材を発掘・確保・育成しつつ、優良な人材が将来にわたって、活躍できる環境を整備していく必要がある。

具体的には、新規採用者やＩＴ・セキュリティに関心のある職員に関して、金融庁及び外部機関の実施する基礎的・専門的な研修の受講、官職の専門性・特殊性に応じた適切な処遇の確保、デジタル庁及び内閣サイバーセキュリティセンター（ＮＩＳＣ）など政府機関への出向、セキュリティベンダーやＩＴ企業への派遣、ＩＴ大学院への派遣を実施しているところ、出向先・派遣先については、金融行政の課題の変化や人材ニーズの変化に応じた見直しも視野に、引き続き実施していく。

なお、政府機関や民間企業への出向、ＩＴ大学院への派遣に関しては、政府デジタル人材の育成における重要なキャリアパスとして位置付けているところ、出向・派遣の経験者が、金融庁内において指導的な立場に立ち、それまでに培った豊富な知識・経験等をＯＪＴ等により指導・共有していくことにより、金融庁全体の人材の底上げを引き続き図っていく。

4. 人事ルート例（キャリアパスのイメージ）

(1) 全体的なキャリアパス像

金融庁では、情報システムの適切な整備・運用やサイバーセキュリティ対策について、必要な知識、経験を有する職員を確保・育成していくこととし、職員の階層に応じたキャリアパスの一例は、次のとおり。

◆採用・係員（採用年～６年目頃）

- 研修 ： ＩＴパスポート研修【ＩＴパスポート試験相当】
 情報セキュリティマネジメント研修【情報セキュリティマネジメント試験相当】
- 所属部署 ： 総合政策局秘書課情報化統括室
 総合政策局リスク分析総括課サイバーセキュリティ対策企画調整室
- 出向等 ： ＩＴ大学院、民間企業（セキュリティベンダー、ＩＴ企業）

◆係長クラス（７～１５年目頃）

- 研修 ： デジタル庁の実施する情報システム統一研修
- 所属部署 ： 総合政策局秘書課情報化統括室 情報化技術係長
 総合政策局リスク分析総括課サイバーセキュリティ対策企画調整室 サイバーセキュリティ対策第一係長
- 出向等 ： ＩＴ大学院、民間企業（セキュリティベンダー、ＩＴ企業）、
 各種政府機関（ＮＩＳＣ、デジタル庁）

◆課長補佐クラス（１６～３０年目頃）

- 研修 ： 最新動向、先端ケーススタディを取り入れた演習
- 所属部署 ： 総合政策局秘書課情報化統括室 課長補佐
 総合政策局リスク分析総括課サイバーセキュリティ対策企画調整室

画調整室 課長補佐
出向等 : 各種政府機関（NISC、デジタル庁、個人情報保護委員会事務局）

◆管理職（31年目頃以降）

研修 : 外部セミナー
所属部署 : 総合政策局秘書課情報化統括室 室長
総合政策局リスク分析総括課サイバーセキュリティ対策企画調整室 室長
出向等 : 各種政府機関（NISC、デジタル庁、個人情報保護委員会事務局）

◆審議官（サイバーセキュリティ担当）

研修 : 副CISO・副CIO等研修

(2) キャリアパスに含めることが想定される部署と役職

金融庁において、情報システムの整備・運用やサイバーセキュリティ対策に関する部署として、職員の配属が想定される部署・役職等の一例は、次のとおり。

①情報システム（業務改革含む）について経験することが想定される課室と役職

総合政策局秘書課情報化統括室

- ・情報化統括室長
- ・情報企画調整官
- ・業務情報化戦略調整官
- ・課長補佐
- ・情報化技術係長

②セキュリティについて経験することが想定される課室と役職

総合政策局リスク分析総括課サイバーセキュリティ対策企画調整室

- ・サイバーセキュリティ対策企画調整室長
- ・サイバーセキュリティ対策企画調整官
- ・課長補佐
- ・サイバーセキュリティ対策第一係長

5. 幹部職員を含む一般職員のリテラシー向上

金融庁においては、幹部職員を含む全職員を対象として、IT・セキュリティや業務改革を含むデジタルトランスフォーメーション（DX）へのリテラシーを向上させるため、以下の研修に取り組む。

(1) 全職員向け研修

イ. D X 研修

- ・ 目 的：当庁や金融業界のD Xを推進していくために必要な考え方を学ぶ
- ・ 受 講 対 象 者：全職員
- ・ 受講予定者数：毎年 1,700 名程度
- ・ 実 施 時 期：未定
- ・ 実 施 方 法：ウェブ・オンデマンド形式
※詳細については今後検討。

ロ. 情報セキュリティ管理研修（必修）

- ・ 目 的：情報セキュリティに関する基本的知識の付与
- ・ 受 講 対 象 者：全職員
- ・ 受講予定者数：毎年 1,700 名程度
- ・ 実 施 時 期：8 月～10 月
- ・ 実 施 方 法：ウェブ・オンデマンド形式

ハ. I T ・サイバーセキュリティ研修（必修）

- ・ 目 的：職員の I T リテラシー向上、I T ・サイバーセキュリティ等に関する基本的事項の理解
- ・ 受 講 対 象 者：全職員
- ・ 受講予定者数：毎年 1,700 名程度
- ・ 実 施 時 期：8 月～10 月
- ・ 実 施 方 法：ウェブ・オンデマンド形式

(2) 幹部向け研修

イ. 幹部対象D X研修

- ・ 目 的：当庁実務のデジタル化や金融業界のD Xにつなげるための実践力を養う
- ・ 受 講 対 象 者：課室長以上
- ・ 受講予定者数：毎年 50 名程度
- ・ 実 施 時 期：未定
- ・ 実 施 方 法：講義形式
※引き続き実施について検討。

ロ. 情報管理研修

- ・ 目 的：情報セキュリティに関し、特に組織のトップマネジメント層として必要な知識の付与
 - ・ 受講対象者：個室幹部
 - ・ 受講予定者数：毎年 30 名程度
 - ・ 実 施 時 期：10 月
 - ・ 実 施 方 法：講義形式
- ※コロナ対応等により令和 2 年度以降未実施。実施時期・方法については引き続き検討。

(以 上)